

ご家庭での学習用端末の活用方法について

あしやしきょういくいいんかい
芦屋市教育委員会

ご家庭において、貸与された学習用端末で、以下のような活用ができます。

別紙「学習用端末 活用ルール」等に気を付けながら、ご家庭での学習活動にご利用ください。

※「学習用端末」とは、本市から児童生徒に貸与するiPad(タブレット端末)を表しています。

① オンライン学習(デジタルドリル、授業支援ソフト)

・iPadのアイコンからアクセスします。

・児童生徒用ID・パスワードを入力して、学習を始めます。

② 調べ学習等(Safari, NHK for School 等)

・宿題などで示された課題について、インターネットで検索できます。

・学習コンテンツを活用して、学習ができます。

③ その他

・教科書に載っているQRコードを読み取り、画像等を見ることができます。

・カメラ機能を活用して、情報収集ができます。

・その他の活用方法については、学校よりお知らせいたします。

